

# 災害の理解

## 研修のねらい

- 過去の災害の特徴を理解し、今度の対応に活かす。
- 災害の種類による特徴を理解する。
- 災害支援に出向く前に自分で調べておくべきことを知る。
- 災害関連法規の内容を理解する。
- 最新の情報をチェックする姿勢を身に付ける。

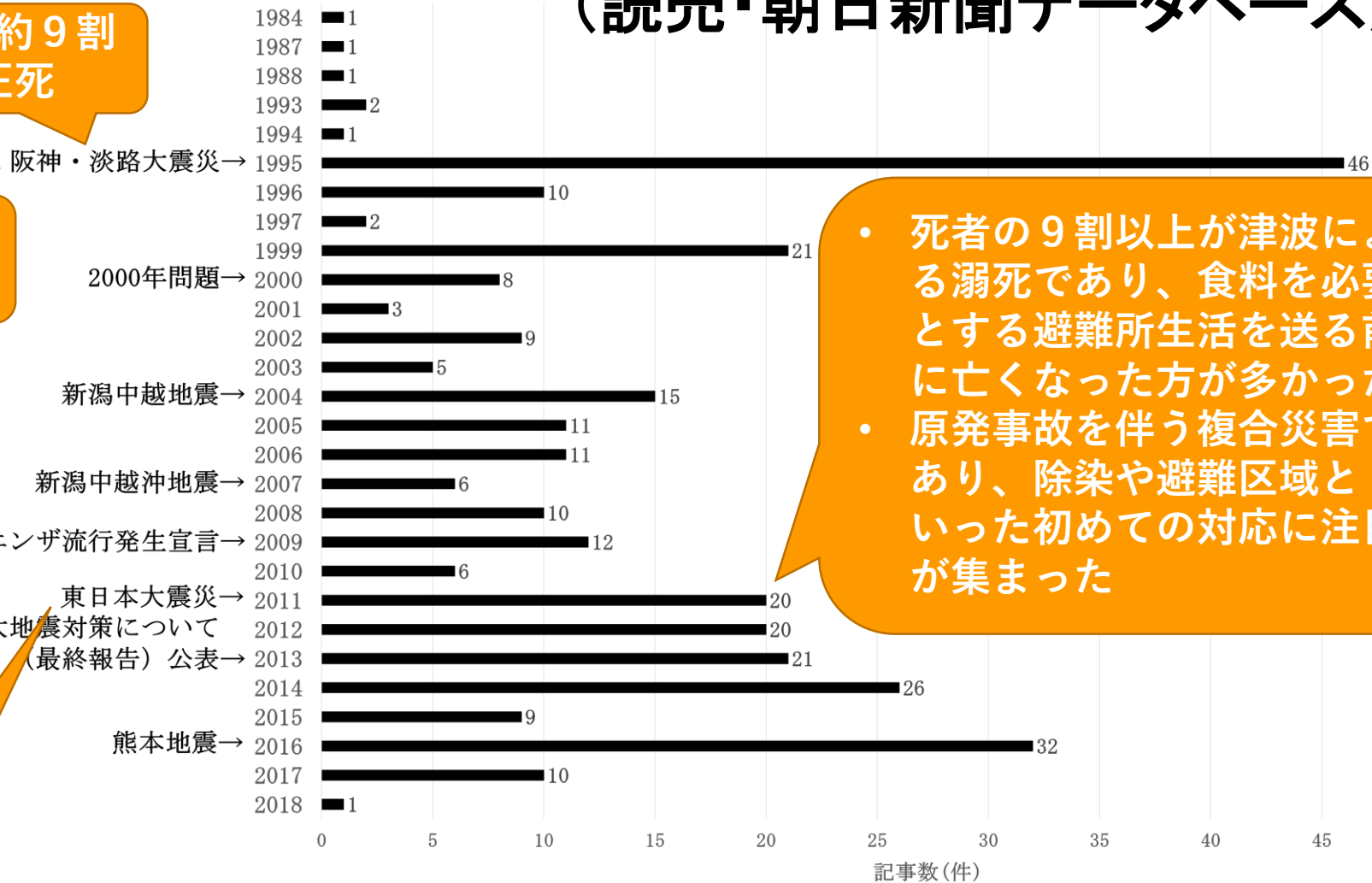
# 近年の主な出来事と「食料備蓄」に関する記事数

(読売・朝日新聞データベース)

死者の約9割  
が圧死

5:46に  
発生

帰宅困難者



- 死者の9割以上が津波による溺死であり、食料を必要とする避難所生活を送る前に亡くなった方が多かった
- 原発事故を伴う複合災害であり、除染や避難区域といった初めての対応に注目が集まった

# これまでの災害（支援） の特徴



|                        |                               |
|------------------------|-------------------------------|
| 平成27年9月<br>関東・東北豪雨     | JDA-DAT初出動！特殊栄養食品ステーションが開設される |
| 熊本地震<br>(2016年4月)      | 震度7を2回観測（震度6強2回、6弱3回）         |
| 平成30年7月豪雨<br>(西日本豪雨)   | 平成最悪の水害。断水                    |
| 北海道胆振東部地震<br>(2018年9月) | 北海道で初めて震度7                    |



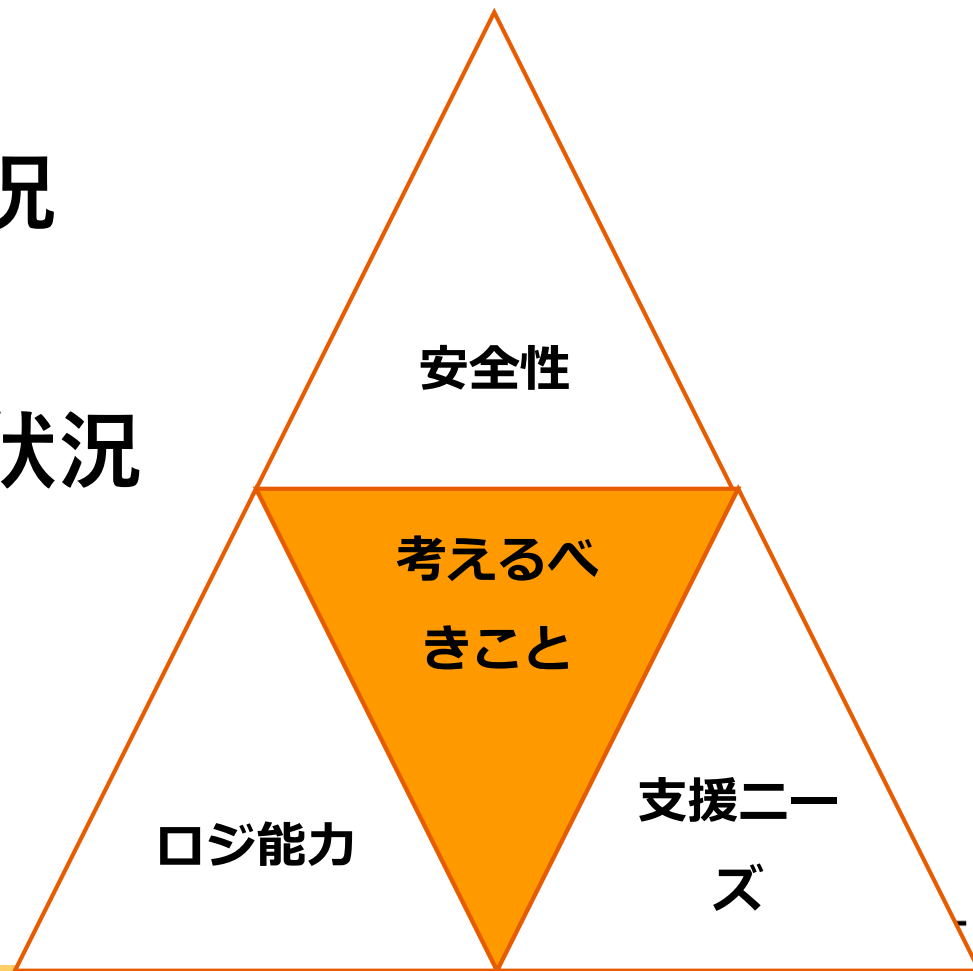
災害はそれぞれ別の顔をもつ  
自分の経験した災害のイメージにとらわれないように

# 食への影響

|          | 地震   | 水害  | 原子力災害                    |
|----------|--|---|--------------------------|
| 水道・電気    | ×  | ×   | 水道水の汚染<br>計画停電           |
| 食品・給食資材  | 道路の損壊により物流に支障は<br>であるが、畑の作物などは利用可。<br>東日本大震災のような広域災害<br>の場合、食品の包装資材の工場<br>が被災したため、生産が停止し<br>たこともあった。 | 畑の作物などは浸水して使<br>えなくなる。浸水により厨<br>房の衛生状態悪化。 | 作物や畜産物<br>の汚染            |
| 備蓄品・調理機材 | 建物の倒壊によって取り出せない<br>場合や損壊した場合を除き、<br>利用可能   | 浸水により利用不可                                 | 室内なら ○                   |
| マンパワー    | 負傷・死亡や交通の遮断により出勤困難   |   | 遠隔地への<br>避難により<br>勤務継続困難 |

# 災害支援に出向く前に 自分で調べておくこと①

- 災害の種類
- 医療機関の稼働状況
- 安全性
- 道路や交通機関の状況



# 災害支援に出向く前に 自分で調べておくこと②

- 災害規模
- 全壊家屋が少なければ、ライフラインの復旧とともに自宅に戻る人が多く、避難所人口は減ってくる
- 地域特殊性

# 災害支援に出向く前に 自分で調べておくこと③

- これから行く被災地は、もともとどのような地域であったのか
- 総人口、面積、出生数、高齢化率
- 必要となる支援を予測するうえで重要
- 高齢化率が高ければ、出会う被災者は高齢者が多い

# 災害支援に出向く前に 自分で調べておくこと④

## 災害関連法規

災害支援は法律に基づいて行われる

「どうして避難所の食事はタダなの？」

「どこからお金がでているの？」

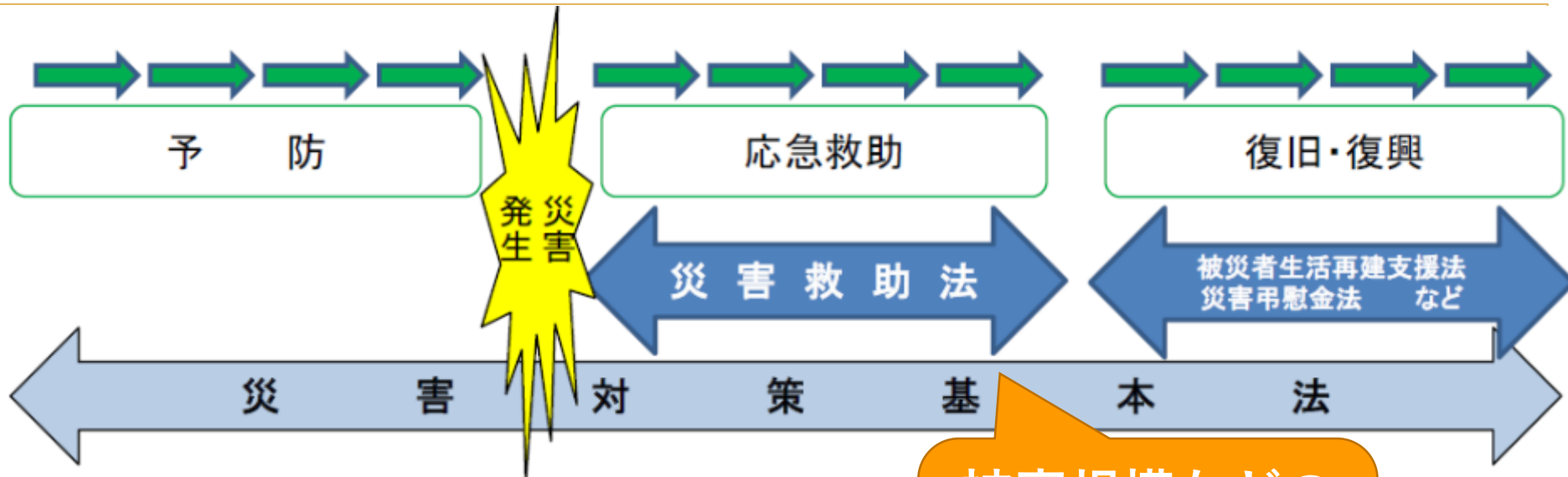


# 重要な三つの法律

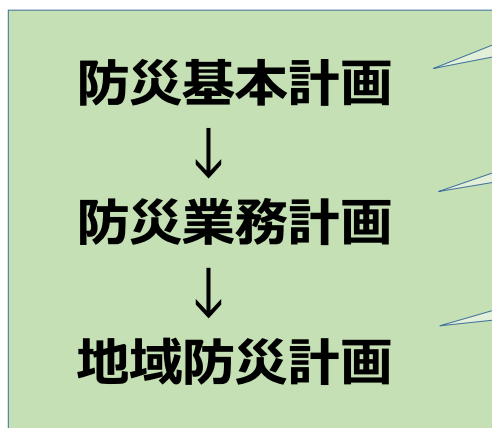
- 災害救助法
- 災害対策基本法
- 被災者生活再建支援法

| 成 立<br>年 | 名称   | 契機となつ<br>た災害 |
|----------|--|--------------|
| 1947     | 災害救助法 ← <b>避難所、仮設住宅</b>  | 昭和南海地<br>震   |
| 1961     | 災害対策基本法 ← <b>地域防災計画</b>  | 伊勢湾台風        |
| 1962     | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）  |              |
| 1998     | <b>被災者生活再建支援法</b><br>（その後、新潟県中越地震、2007年の能登半島地震と新潟県中越沖地震での適用経験をふまえ、2007年に大きく改正） | 阪神・淡路<br>大震災 |
| 1999     | 原子力災害対策特別措置法   | JCO 臨界事<br>故 |
|          | 既存の法制度だけでは対応できず、45の新規立法が行われた   | 東日本大震<br>災   |

新スタンダード栄養・食物シリーズ14 公衆栄養学（東京化学同人）  
p.165 表6・4を改変



## 災害対策基本法



国レベル

省庁レベル

自治体レベル

被害規模などの  
基準を満たせば  
適用

- 避難所の設置
- 炊き出し・食品の給与
- 飲料水の供給など

被災市町村の費用負担はなくなり  
都道府県も最大1/2で済む  
残りは国が負担

### (3) 炊き出しその他による食品の給与

子どもも1人として計算

2013年度まで1010円  
2014年度から1040円  
2017年度から1130円

|        | 一般基準                                   |                   |
|--------|--|-------------------|
| 対象者    | 避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者 |                   |
| 費用の限度額 | 1人1日当たり <u>1,140円</u> 以内               | 1人平均かつ3食でという意味である |
| 救助期間   | 災害発生の日から <u>7日</u> 以内                  |                   |
| 対象経費   | 主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上げ費、消耗器材費、雑費 |                   |

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定めることができる。

### 主な留意事項

- 炊き出し等の給与については、避難所に避難しているからとか、炊事ができない状況にあるからというのみで単に機械的に提供するのではなく、近隣の流通機構等も勘案しながら実施すること。
- 握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費は、炊き出しの費用として差し支えない。
- 避難所等での炊き出しが長期化する場合は、できる限りメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保について配慮するとともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用も検討すること。
- 避難所における避難者以外の職員やボランティア等の食事については、対象とならないこと。

**現金給付や食券支給ではなく…**

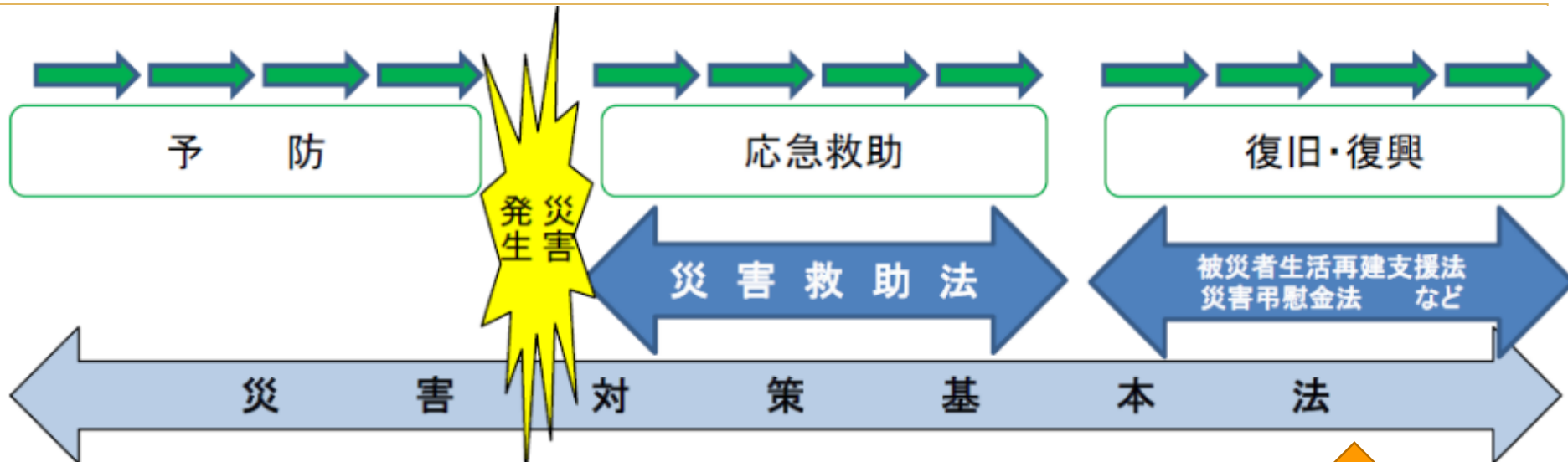
**現物給付が原則**

**経済的支援が目的ではなく**

**社会的混乱により食料等を  
入手できない者を救援**

# 費用負担の期間

- 災害発生の日から7日以内
- 7日間を超える場合は内閣総理大臣  
と協議



## Q.被災者生活再建支援法とは何をしてくれる法律？

1 世帯最大300万円まで。基金枯渇の恐れも…

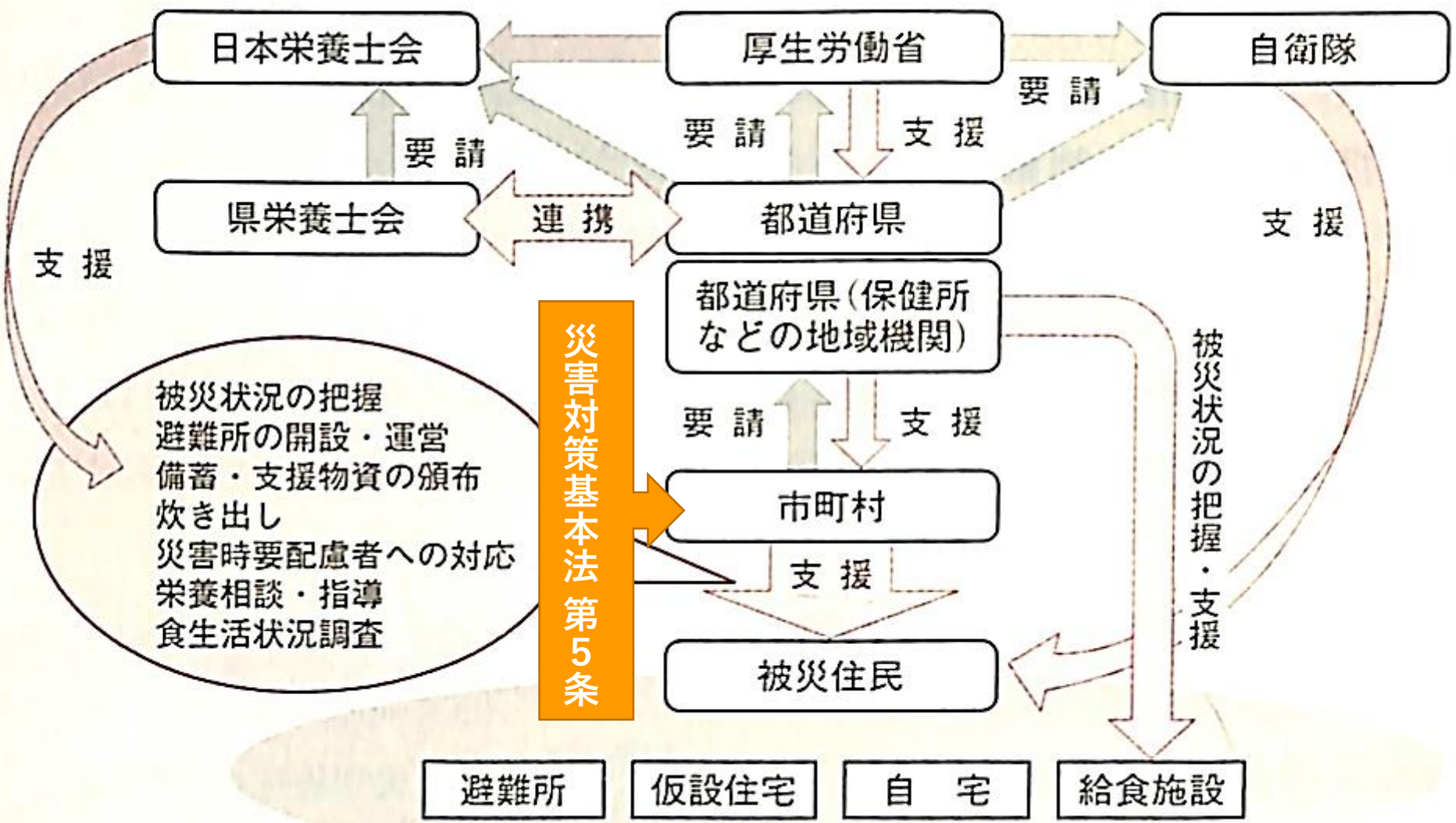
1. 支援金を支給してくれる
2. 損壊した自宅を修繕してくれる
3. 新しい仕事を紹介してくれる
4. 仮設住宅を用意してくれる

1961年  
伊勢湾台風

# 阪神・淡路大震災をふまえた改正 (1995)

- 自主防災組織の育成
- ボランティアによる防災活動の環境の整備
- 高齢者・障害者等に特に配慮し、地方公共団体の相互応援に関する協定の締結に努めなければならない
- 市町村長が都道府県知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請することができる





新スタンダード栄養・食物シリーズ14 公衆栄養学 (東京化学同人)  
p.166 図6・6を改変

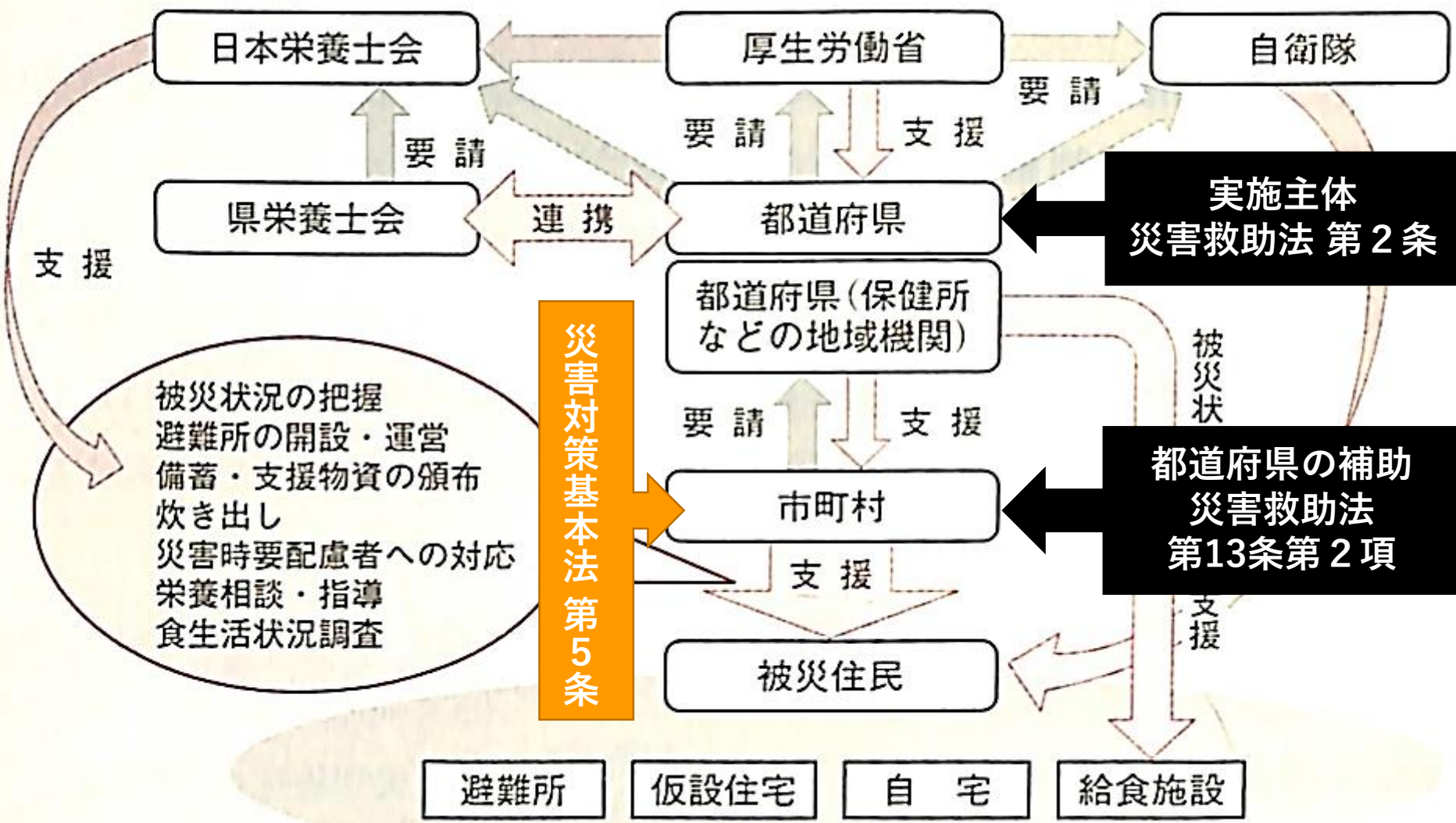
| 炊き出しの実施主体 | マンパワー                    | 献立作成 | 食材調達 | 熱源・調理器材 |
|-----------|--------------------------|------|------|---------|
| ボランティア団体  | すべてボランティア団体が用意<br>(自己完結) |      |      |         |
| 市町村       | すべて市町村が用意                |      |      |         |
| 自衛隊       | 自衛隊                      | 市町村  | 市町村  | 自衛隊     |

炊き出しの献立作成をしている  
市町村は1.7%

出典：大規模災害時の栄養・  
食生活支援活動ガイドライン  
(日本公衆衛生協会、H30年3月)



出典：新スタンダード栄養・食物シリーズ14 公衆栄養学 (東京化学同人)  
p.167 表6・5を改変



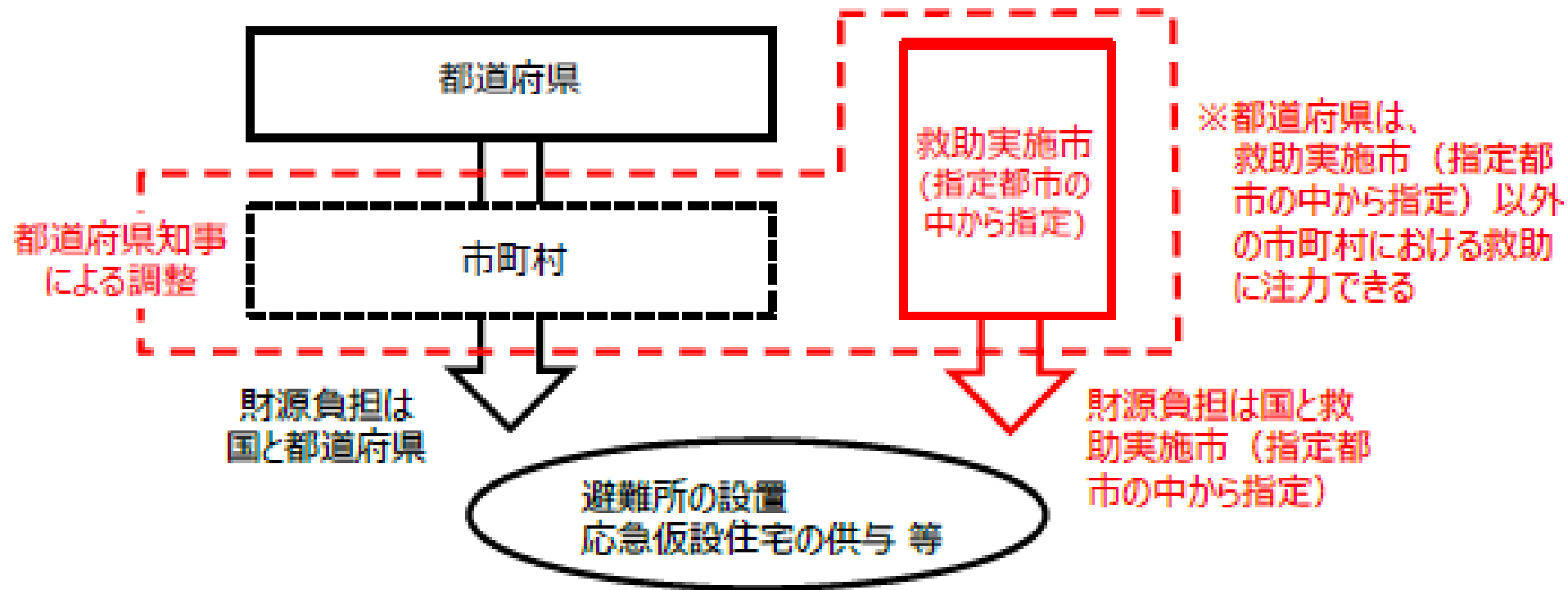
新スタンダード栄養・食物シリーズ14 公衆栄養学 (東京化学同人)  
 p.166 図6・6を改変

# 災害救助法の一部を改正する法律 (2019年4月1日施行)



都道府県がもつ救助実施の  
権限移譲を求める

# 救助活動の迅速化



# 災害対策基本法

東日本大震災後（2011）の改正

① 2012

② 2013



# 災害対策基本法 2012年の改正(抜粋)

1. 地方公共団体相互間の応援対象  
従来の消防・救命・救難から避難所  
運営支援、巡回健康相談にも拡大
2. カウンターパート方式の導入
3. プッシュ型支援の創設
4. 広域避難の調整

要請を待たずに  
自らの判断で必  
要な措置を講ず  
ることができる

# 災害対策基本法 2013年の改正（抜粋）

避難所における  
良好な生活環境の  
確保に向けた  
取り組み指針  
(2013年8月)

1. 指定緊急避難場所
2. 避難行動要支援者名簿の作成
3. 指定避難所
4. 罹災証明書の交付・被災者台帳作成の制度化
5. 災害救助法の内閣府への移管
6. 地区防災計画（自助・共助、ボトムアップ）



# 重要な指針・ガイドライン

- 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（2013年8月策定、2016年4月改定）
- 避難所運営ガイドライン（2016年4月）
- 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（2016年4月）

発災後6時間で約7割  
の人がトイレに行く

# 災害支援は法律や指針に基づいて 行われる

常に最新の情報をチェック  
(頻繁に更新される)



▶ 組織・予算・税制

▶ 災害情報

▶ 防災対策

▶ 被災者支援

▶ 広報・啓発活動

▶ 国際防災協力

▶ 会議・検討会

お役立ち情報 [一般向け](#) [企業・団体向け](#) [地方自治体向け](#)



検索

[検索の使い方](#)

[内閣府ホーム](#) > [内閣府の政策](#) > [防災情報のページ](#) > 被災者支援

## 被災者支援

### 被災者支援に関する各種制度

- ▶ [被災者支援に関する各種制度の概要 \(PDF形式: 1.21MB\)](#)
- ▶ [被災者支援に関する各種制度の概要 \(東日本大震災編\) \(PDF形式: 2.7MB\)](#)

# 災害の理解

## 研修のまとめ

- 過去の災害の特徴を理解し、今度の対応に活かす。
- 災害の種類による特徴を理解する。
- 災害支援に出向く前に自分で調べておくべきことを知る。
- 災害関連法規の内容を理解する。
- 最新の情報をチェックする姿勢を身に付ける。